

平戸市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月27日(月) 午前9時30分から午前10時35分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(26人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫 5番 松尾 正幸 6番 山村 茂巳 7番 筒井 幸吉

8番 本山 勝茂 9番 古里 時夫 10番 岡村 勝彦 12番 川尻 修治

13番 末永 武好 14番 山下 忠平 15番 塚本 順男 16番 瀧山 博

17番 濱崎 保久 18番 末吉 清彦 19番 林 憲治 20番 藤沢 和正

21番 阿部 榮 22番 石田 勝巳 24番 川村 政幸 27番 松本 一郎

28番 福田 延之 29番 藤永 和之 30番 西川 靖子 32番 宮田 克幸

4. 欠席委員(6人)

1番 吉福 弘実 4番 七種 一郎 11番 松山 矢市 23番 瀧本 寿光

25番 横尾 秀雄 26番 大浦 正巳

5. 欠員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議事

報告第18号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第19号 農地法第4条の規定による届出について

報告第20号 農地法第5条に係る違反転用について

報告第21号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

- 議案第 46 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 47 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 48 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 49 号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第 50 号 非農地通知の取消しについて
- 議案第 51 号 非農地通知申出について
- 議案第 52 号 第8回農用地利用集積計画（案）について

第6 閉 会

7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事監兼班長 西 寿代 係長 前川 優博 主査 近藤 裕司
主査 山本 寿子

8. 傍聴人の数 なし

9. 公開・非公開の別 公開

10. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成29年度11月期第8回総会を開会いたします。
はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

皆さんおはようございます。本日は平成29年度11月期第8回総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

朝夕はめっきり冷え込みが強くなっているようでございます。どうぞひとつ体調管理にはお互いが十分気をつけて頑張っていたきたいものと思っております。この前の視察研修につきましても、皆様のご協力によりまして無事に2日間を過ごさせていただきました。任期中の最後の研修ということで皆様お揃いで参加いただきましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

都城市の日本農業賞集団組織の部で大賞を受賞された農業組合法人「きらり農場高木」の事務所を訪れまして意見交換をしましたが、トップに立つ組合長はじめ皆様のご苦勞がわかったような気がいたしました。

今後とも組合長さんを中心になお一層の努力をされることとと思っている次第でございます。皆さんがたにおかれましても、地域の農業振興にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

げたいと思っております。本日も報告事項4件と議案7件の11件をご審議いただくわけですが、どうぞ最後まで皆さんがたの慎重なご審議を賜りますようお願いをいたしまして開会の挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員、4番委員、11番委員、23番委員、25番委員、26番委員より欠席の届がっております。よって出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。
議事録署名委員に、2番委員と5番委員にお願いします。書記には事務局職員の参事監を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

次に日程第4、11月期の会務報告と、12月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに11月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(11月会務報告を報告)

次に12月の行事予定を申し上げます。

(12月行事予定を報告)

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成29年度12月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を12月26日火曜日午前9時30分からとし、場所は平戸役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を12月26日火曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第18号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について 》

○議 長

それでは議事に入ります。報告第18号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局並びに農林課より提案説明、補足説明を求めます。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。それでは報告第18号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」です。

1番は農用地区域の用途変更で、農業用施設建設(牛舎、堆肥舎)の建設予定となっています。2番も農用地区域の用途変更で農業用施設用地となっています。3番も農用地区域の用途変更で農業用施設(倉庫等)建設となっております。4番も農用地区域の変更で農業用施設(倉庫)の建設となっています。詳細を農林課にお願いします。

(報告第18号1番～4番を朗読 : 4件)

(パワーポイントを使用して説明 : 4件)

○農林課

議案書2ページの1番と2番は関連しているので、一緒に説明します。3ページをご覧ください。変更理由は、申請者が肉用牛を増頭するため、既存の牛舎周辺で用地を探していたところ、適地があり、農業用施設用地(牛舎、堆肥舎、放牧場)として軽微な変更をするものです。この事業は平成30年度の国の事業を使い牛舎を建てるようにしています。

3番は議案書5ページをご覧ください。申請者が農業機械格納庫建設のため、自宅周辺の用地を探していたところ、適地があり、田から農業用施設用地として軽微な変更をするもの

です。1,084 m²の内建設は210 m²で、残りはWCSを置く場所として使用するため、合せて用途の変更をするものです。

4番は議案書6ページをご覧ください。申請者が飼料保存倉庫を建設するため、既存牛舎周辺で用地を探していたところ、適地があり、畑から農業用施設用地として用途の変更をするものです。110 m²のうち76 m²が倉庫部分で残りは通路等を確保するため、合せて用途の変更をするものです。

○議長

ただ今、事務局並びに農林課より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結します。報告第18号については、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、報告18号については、報告のとおり承認することといたします。

《 報告第19号 農地法第4条の規定による届出について 》

○議長

次に、報告第19号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

それでは議案書7ページをご覧ください。報告第19号「農地法第4条の規定による届出について」です。こちらは既に建設されている案件です。先ほどの軽微な変更4番と同じ土地であり、平成26年に農用地区域の用途変更で農業用施設用地となっていますが、その後の届出が提出されておらず、遡って提出していただいたものです。

(報告第19号1番を朗読 : 1件)

(パワーポイントを使用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第19号については届出のとおり処理済といたします。

《 報告第20号 農地法第5条に係る違反転用について 》

○議長

次に、報告第20号「農地法第5条に係る違反転用について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書8ページをご覧ください。報告第20号「農地法第5条に係る違反転用について」です。農地からの転用をせず住宅付帯施設（合併浄化槽外）を設置し平成13年から現在まで利用していますが、これは違反転用となり県に報告しています。県担当者、行政書士と一緒に現地確認を行った結果、筆数が3筆あり数が多かったこと、20年以上経過していないということで簡易なものとは判断されませんでした。来月の総会で追認申請予定の案件です。

(報告第20号1番を朗読 : 1件)

(パワーポイントを使用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。報告第20号については、届出のとおり処理することといたします。

《 報告第21号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議 長

次に、報告第21号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書9ページをご覧ください。報告第21号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」です。解約後については、所有者が農地中間管理事業へ貸付の手続きを行っていません。

(報告第21号1番を朗読 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。報告第21号については、届出のとおり処理することといたします。

《 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書10ページをご覧ください。議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請につ

いて」です。1番は経営規模拡大のために所有権移転を売買で行います。下限面積をクリアーしています。2番、3番は譲受人が同じです。2件とも経営規模拡大のため所有権移転を売買で行います。1番と2番の案件は先ほどの軽微な変更で済んだ案件です。1番から3番まで譲受人が牛の増頭を図るため、来年度のクラスター事業に伴うものです。来年度になるかと思いますが、昨年度田平町であったように、譲受人が貸人で借人がJAとなり5条の申請がされると思います。4番は耕作利便性を図るために所有権移転を交換で行います。下限面積をクリアーしています。これと関連があるのが5番で、先月転用申請があり分筆した残地を交換し、自宅に近い農地の所有権を移転して耕作利便を図るということです。

詳しくはお手元に配付ししている農地法第3条調査書をご一読ください。

(議案第46号1番から5番を朗読：5件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第46号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようです。議案第46号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書11ページをご覧ください。議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請に

ついて」です。旅館の利用者増に伴う駐車場整備のため申請を行います。普通車22台、大型車4台、収容台数26台です。アスファルトやコンクリート舗装等はせず、水関係については側溝を入れ周囲の農地には影響がないようにするという事です。周りは山林に囲まれており、日照も周囲の農地には影響がないという事です。

(議案第47号1番を朗読 : 1件)

(パワーポイントを使用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委員

16日9時30分より関係委員、事務局、行政書士と現地を確認しました。私はたまたまこの横の道を利用して、中学、高校と通学しました。当時は茶畑でしたが、所有者が耕作をやめ、山林、原野化していました。付近にも畑がたくさんありましたが、現在は殆ど利用せず山と猪の住処となっています。駐車場にしても、砂利を敷いて舗装はしないというお話でした。周りも耕作は全くされておりません。このようなことから支障ないと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第47号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第47号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
なお、この案件は県の追認事項でありますので、関係委員の補足説明は省略いたします。それでは事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案書12ページをご覧ください。議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。漁具倉庫建設のため所有権移転を贈与で行います。譲渡人と譲受人の先代の頃、昭和48年位に譲渡人から譲受人に土地の贈与がされ、そのまま40年以上利用されていた所になります。建替えを計画したところ、農地に建てていることが判明し、今回、転用申請を出してもらいました。本年11月22日に県の追認許可済で、周囲に影響もなく簡易な案件でよいということで5条申請となっています。

(議案第48号整理番号1番を朗読 : 1件)

(パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第48号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第48号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第49号 農業振興地域整備計画の変更について 》

○議長

次に、議案第49号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局より並びに農林課より提案説明及び補足説明をお願いします。

○事務局

議案書13ページをご覧ください。議案第49号「農業振興地域整備計画の変更について」です。1番は農用地区域の除外で住宅建設のためとなっています。一般住宅ですが一般住宅の基準500㎡より多くなっているのは、転用するために分筆をする際、法面で使えない部分があり、実際の有効面積は500㎡未満ということです。2番も同じく農用地区域の除外で駐車場整備のためとなっています。

3番は現況が非農地状態となっていましたので、1番、2番のように転用ではなく非農地での対応となります。

○農林課

1番は議案書14ページをご覧ください。申請人の息子さんの住宅を建設するというところで、適地を探していたところ、申請する土地が適地と判断したため今回、農業振興地域から除外の申請があっているものです。現在はなにも作っていない状態です。先ほど説明のように分筆して残りの有効利用が難しく段差があるため、安全のために傾斜を作る予定です。次に2番、議案書15ページになります。変更理由としては「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として生月町のクルスの丘公園についてマイクロバスや大型バスの駐車場がないため、今回2筆を駐車場として利用したいということで、農振除外の申請があっています。現状は飼料等を作っている畑と田になっています。大型バスが5、6台駐車し、Uターン、方向返還ができるような予定をしています。

次に3番、議案書16ページになります。平戸南部の方になります。以前は農振地域に畑として設定されていましたが、現状は周りが全部山林原野化しています。

今回、農振除外の申請があっています。以上です。

(議案第49号整理番号1番から3番を朗読 : 3件)

(パワーポイントを併用して説明 : 3件)

○議長

ただ今、事務局並びに農林課より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

○委員

2番の申請者が市長になっていますが、市長名になっている経緯をお伺いしたいと思います。

○農林課

農振除外や軽微な変更については、申請人は基本的には所有者となっていますが、事業実施予定者も申請することができます。その折には土地の所有者の同意書を必ず提出してもらいます。基本的には農振地域の除外の申請は所有者が行うのが基本となっていますが、今回2筆で所有者が2人いたので、1申請として受けるために同意をもらい平戸市長で申請したものです。

○委員

その土地は借地になっているのですか？市が買い上げたのですか？

○農林課

まだ市が買い上げてはおりません。

○委員

買い上げる予定なんですか？

○農林課

はい。買い上げる予定です。

○事務局

除外が済んだら、1番と2番の案件は5条の転用申請になると思います。3番は非農地対応になると思います。

○議長

よろしいですか。ほかにございませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第49号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第49号については、原案のとおり承認することと

いたします。

《 議案第50号 非農地通知の取消について 》

○議長

次に、議案第50号「非農地通知の取消について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案書17ページをご覧ください。議案第50号「非農地通知の取消について」です。6月総会で大島地区1,452筆、108haに非農地通知を出しました。その中で所有者から申出があり、当該地が非農地ではないということで、現地を委員さんと確認させていただいて、実際に耕作中でしたので非農地通知の取消しということで今回あげさせていただきました。この案件につきましては、総会で議決がありましたら、「取消し」ということを本人に送付するようになります。

別件ですが、明日付けで生月地区に1,811筆、100ha分非農地通知を発出しますが、そこで同じような申出があった場合は同じ取扱になります。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局の説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案50号については、原案のとおり非農地通知の取消しをすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第50号については、原案のとおり非農地通知の取消しをすることに決定いたします。

《 議案第51号 非農地通知申出について 》

○議長

次に、議案第51号「非農地通知申出について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

議案書18ページをご覧ください。議案第51号「非農地通知申出について」です。

1番は、現況は山林・原野化しておりました。道路もなく農地として復元は難しい状態でした。2番も山林・原野化しておりました。農地として復元したとしても利用は難しいのではないかと思われました。3番も山林・原野化しておりました。農地として復元は難しいのではないかと思われました。

(議案第51号整理番号1番～3番まで朗読 : 3件)

(パワーポイント併用して説明 : 3件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

10月15日に地区委員、事務局、地主と現地確認をいたしました。今、スライドで説明がありましたが、ここは、40年以上耕作していないということで、山林・原野化してしましました。場所的にも、住宅の裏手にあり、入口に段差がありまして、進入場所もないということで、今後農地としての活用は無理ではないかと判断しました。よろしくをお願いします。

○委員

2番の案件について補足説明をいたします。道路脇で、見えるように山林・原野化しておりとても農地と呼べる状態ではないのではないかと見て参りましたので、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長

3番をお願いします。

○委員

3番について補足説明をいたします。16日に現地調査をいたしました。スライドのとおり

り、申出人の家が真ん中にあります。その上の山手が昔段々畑、果樹園、今は山というような状態になっています。本人が病気で入院か施設に入所しており、子どもさんも嫁いでいるため、耕作できない状況で、30年近く荒れている状況です。条件の良い畑があったので、貸借関係も大分相談しましたが、2～3年は耕作する方がいましたが、今は誰もいません。このような状況ですので、よろしく願いいたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について何かございませんか。発言のある方は、挙手願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案51号については、原案のとおり非農地として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第51号については、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《 議案第52号 「第8回農用地利用集積計画(案)について」 》

○議長

次に、議案第52号「第8回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書19ページと20ページをお開きください。議案第52号「第8回農用地利用集積計画(案)について」です。20ページ整理番号1番 利用権設定各筆明細(貸借権)、4年から6年、再設定1件3筆、3,112㎡となります。次に、所有権移転各筆明細 整理番号2番、1件 1,083㎡ 所有権の移転を受ける者は認定農業者であり、現在は農用地面積が760a、家畜の飼養頭数が80頭の経営を行っており、今後更に経営規模の拡大

を行うものであります。

(整理番号1番から2番を朗読 : 2件)

(パワーポイント併用して説明 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第52号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第52号については、原案のとおり決定いたします。

○議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成29年度第8回総会を閉会いたします。

— 午前10時35分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事監兼班長 西 寿代

議事録署名

平成 29 年 12 月 25 日

会 長 丸 田 保

2 番委員 須 藤 豊 博

5 番委員 松 尾 正 幸